

名城大学天白キャンパス
正門アプローチ整備デザインコンペ

応募要領

平成 27 年 11 月

名城大学正門アプローチデザイン選定委員会

I 一般事項

1. 件名
2. 趣旨
3. 対象範囲
4. 主催者
5. 連絡先

II 作品の応募

1. 応募資格等
2. 提出物
3. 提出先

III 審査および審査結果の発表等

1. 審査員および留意事項
2. 審査手順
3. 作品の選定
4. 最優秀賞受賞作品の取扱い

IV 実施スケジュール

V 事務手続き

1. 質疑等
2. 作品の応募

VI 知的財産権および応募作品の取り扱い

1. 知的財産権
2. 応募作品の公表
3. 応募作品の返却

VII 要求事項

1. 基本条件
2. 建築計画に関する条件
3. その他事項

VIII その他

IX 書式集

X 添付図面

I 一般事項

1. 件名

名城大学天白キャンパス 正門アプローチ整備デザインコンペ

2. 趣旨

名城大学は、「穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する」を立学の精神に掲げた名古屋市天白区の私立大学で、1926年に田中壽一氏が開設した名古屋高等理工科講習所を起源とする歴史ある大学です。

来年、開学90周年を迎える本学は、平成27年5月1日現在、在学生15,422人であり、中部圏最大規模の総合大学として成長を続けています。

2000年以降、天白キャンパス内の再開発を進めており、特に2010年以降に竣工した建物はすべて、在学生・卒業生・教職員を示す3連アーチを外観デザインに取り入れています。そこには、名城大学を3者で支え、発展させていきたいという願いが込められています。

このたび整備予定の正門アプローチは、国道153号線に面した名城大学の正面玄関となります。名城大学の卒業生・修了生で組織された校友会の事務室、学生や地域の皆様に利用して頂ける食堂・郵便局が入る新校友会館と共に、卒業生・在学生・地域の皆様と名城大学の懸け橋となる重要なアプローチとなります。また、国道153号線に面するという特徴を生かし、名城大学の新たなシンボルとして名城大学らしさを表現すると共に、在学生・卒業生・教職員・地域の皆様を始め、より多くの方に認知され愛されるアプローチ空間とすることを目指しています。

そこで本学は、このアプローチデザインについてのアイデアを募集します。

大学の特徴・キャンパスデザイン面からの提案、大学の教育・研究成果をアピールする場としての活用の提案、安全で快適な空間としての活用の提案、大学資産としての活用の提案など、自由な発想を期待するものです。

3. 対象範囲

名城大学天白キャンパス 正門アプローチ整備（以下「本コンペ」という。）における対象範囲は、国道153号線に面する敷地内のエリアとし、図1-1/1-2に示した領域とする。

4. 主催者

名城大学正門アプローチデザイン選定委員会

5. 連絡先

<応募先> 〒468-8502 名古屋市天白区塩釜口1-501
名城大学経営本部 施設部管財・再開発
担当者：長井 洋一
電話：052-832-1151

<質疑送付先> E-mail：hnagai@ccmails.meijo-u.ac.jp

II 作品の応募

1. 応募資格等

本学の大学院生・学生・卒業生・教職員とし、本コンペの審査委員ではない者。個人、あるいは、グループでの応募とする。ただし、重複しての応募は認められない。個人またはグループにつき、1作品とする。

2. 提出物

提出物は次のとおりとする。

- (1) 応募用紙（様式 1）
- (2) 実施体制（様式 1-2）
- (3) 応募作品

コンセプト・提案意図が理解できる図等：A1 判 1 枚 1 部

※台紙は不要、用紙は自由とする。

※必要に応じて、パース、CG、模型写真、画像等を付してもよいこととする。

なお、審査の公平性のため、応募作品には作者を特定できる記号・記述（氏名等）を記載はしないこと。

3. 提出先

〒468-8502 名古屋市天白区塩釜口 1-501

名城大学経営本部 施設部管財・再開発

担当者：長井 洋一

電話：052-832-1151

Ⅲ 審査および審査結果の発表等

1. 審査員および留意事項

(1) 審査員構成

名城大学正門アプローチデザイン選定委員会

委員長	野田 泰弘	学校法人名城大学常勤理事
委員	久保 全弘	学校法人名城大学常勤理事・副学長
	武藤 正美	学校法人名城大学常勤理事・経営本部長
	垣鏝 直	名城大学理工学部環境創造学科教授
	武藤 厚	名城大学理工学部建築学科教授
	矢野 幾也	学校法人名城大学副経営本部長・渉外部事務部長
	山崎 信明	学校法人名城大学経営本部施設部事務部長
	藤田 雅義	株式会社日本設計建築設計群主管

(2) 失格事項

以下の事項に該当する作品については、失格とし、審査対象から除外する。また、入賞発表後であっても、入賞を取り消すこととする。

- ①応募用紙の記載内容に明らかに虚偽がある場合
- ②無記名で提出を求めた提出物に応募者を特定できる記載があるもの
- ③応募受付期間内に提出されなかったもの
- ④提出物に不足があるもの
- ⑤その他、応募要領の内容に明らかに違反するもの

(3) 審査員への連絡

コンペ期間中は審査員に本コンペについて連絡をしないこと。

(4) 設計業務への意図伝達に関する協力依頼

最優秀作品の応募者は、デザイン意図を設計者に伝達する機会を設け、正門アプローチ整備完成に向けての協力を依頼する予定である。

2. 審査手順

審査は、以下の手順により行うものとする。

(1) 第一次審査

全応募者の作品について審査を行い、第二次審査対象作品を選定する。審査過程は匿名で行う。

(2) 第一次審査の発表

第一次審査の結果は、第二次審査対象作品の応募者に通知することとする。審査結果の問い合わせには応じない。

(3) 第二次審査

第二次審査対象作品の応募者により提出された資料および審査時に実施する第二次審査対象作品の応募者によるプレゼンテーションをもとに、入選作品を選定する。なお、プレゼンテーションの詳細は、第二次審査対象作品の応募者に対し、別途通知する。

(4) 第二次審査結果の発表

審査の結果は、審査当日に審査会場にて発表する。名城大学ホームページにも掲載する。

3. 作品の選定

(1) 第一次審査による選定

第一次審査により、第二次審査対象作品を5点程度選定する。なお、第二次審査対象作品の点数は選定委員会の判断で変更可能とする。

(2) 第二次審査による選定

第二次審査により、最優秀賞1点、優秀賞2点（以下、「入選作品」）を選定し、入選作品の応募者に賞状および記念品を授与する。なお、優秀賞の点数については、審査員の判断で変更することがある。また、入選作品以外に、特に奨励する作品があった場合は、その作品の応募者に賞状を授与する。

4. 最優秀賞受賞作品の取扱い

(1) 最優秀賞受賞作品を正門アプローチデザインのデザインコンセプトとして採用する。

設計者は、法令条件、工期、事業費の限度を満たした設計を行うものとし、可能な限り最優秀賞案の実現を目指すものとする。ただし、実現が困難と判断した場合、止むを得ずそのデザイン等を修正する場合がある。

(2) 最優秀賞受賞作品は、制作者のネームプレートを付け、永く顕彰する。

IV実施スケジュール

応募要項配布開始	平成 27 年 11 月 11 日 (水)
質疑書受付期限	平成 27 年 11 月 20 日 (金)
質問回答書送付	平成 27 年 11 月 27 日 (金)
応募作品受付期間	平成 28 年 1 月 25 日 (月) ~1 月 29 日 (金) 必着
第一次審査結果発表	平成 28 年 2 月 8 日 (月)
第二次審査・結果発表	平成 28 年 2 月 15 日 (月)
表彰式	平成 28 年 2 月 18 日 (木)

(作品返却願受付期間 平成 28 年 2 月 15 日~平成 28 年 3 月 14 日)

V 事務手続き

1. 質疑等

(1) 方法

この応募要領に関し、質疑のある場合は、次により行うこととする。

①質疑は質疑書（様式 2）により行うこととする。

②質問は質疑書 1 枚につき 1 問とする。質問が複数ある場合は、質疑書を複写して使用することとする。

③質疑書は、施設部に E-mail にて提出することとする。その際のメールの件名は「名城大学正門アプローチ整備デザインコンペ質疑書送付」とする。

(2) 質疑の回答

提出された質疑のうち、回答を要する事項については、その回答を質疑書メールに対し返信することとする。

(3) 回答の位置づけ

公開した回答は、この応募要領の修正あるいは追加とみなすこととする。

(4) 質疑書の提出先

名城大学経営本部 施設部管財・再開発

担当者：長井 洋一

E-mail：hnagai@ccmails.meijo-u.ac.jp

2. 作品の応募

(1) 応募の取り扱い

作品の応募は、以下のとおりとする。

①提出する応募作品は、1 応募者につき 1 点とする。

②応募者は、応募作品に応募用紙（様式 1）、実施体制（様式 1-2）を添え、定める期間内に、一括して施設部まで郵送により提出することとする。

③応募作品を提出したのものには、応募作品受領票（様式 3）（以下、「受領票」という）を交付する。

④応募作品を受領した後は、応募作品の修正等には応じないこととする。

(2) 作品の保管

作品受領後、主催者はその保全に万全を期すが、天災その他の不可抗力による破損には責任を負わないこととする。

VI知的財産権および応募作品の取り扱い

全ての応募者は、以下の取り扱いについて予め承諾した上で応募することとする。

1. 知的財産権

(1) 応募作品の著作権等

応募作品の著作権、意匠権は、応募者に帰属することとする。従って、応募者が日本における著作権、意匠権等に関する権利の確保を必要とする場合には、自らの責任においてその手続きを行うものとし、その著作権の権利の取得状況、使用に際しての条件（使用料等）、使用実績の有無および内容を応募用紙（様式1）に明記することとする。

(2) 応募作品に使用した他者の著作権等

応募者が作品の中で使用した他者の著作物については、その著作物等の使用にあたり、応募者は予め以下の取り扱いについて当該権利者に説明の上、承諾を得ておくとともに、他者の著作物等に関する一切の責任及びその要する費用の負担は全て応募者が負うこととする。

(3) 著作物の使用权

主催者および名城大学（以下「主催者等」という）は、本コンペ終了後においても将来に渡し、応募作品の使用权を有するものとし、応募者は次の事項について、予め無償で承諾するものとする。

- ① 主催者等が本コンペの趣旨の範囲内で、コンペ報告書、選定委員会報告書、記者発表資料、作品集、展示会、プロモーション、広報等のため、インターネット等を通じて、応募作品および提案されたアイデア、情報等を公表すること。
- ② 主催者等が応募作品を審査、記録、広報等のために複写すること。

(4) 最優秀作品の取り扱い

応募作品のうち最優秀作品については、主催者等に対し、将来にわたり著作者人格権を行使しないこととする。

2. 応募作品の公表

(1) 応募作品の公表は、主催者等により、以下の取り扱いにより行う。

- ① 応募作品は、主催者等が予定している広報等のために複写および主催者等が適当と認める方法で、また種々の媒体を通して、使用することとする。
- ② 応募作品は、主催者等により展示することとする。
- ③ 応募作品は、主催者等が行う事業の広報等において種々の媒体を通して使用することとする。

(2) 使用料等

応募作品に著作権の権利を設定している場合であっても、主催者等が行う作品の公表については、使用料等は請求しないものとする。

(3) 入選作品は、別に定める期間に展示会にて公表する。展示期間・展示会会場については、表彰式時に併せて発表する。

3. 応募作品の返却

(1) 取り扱い

応募作品の返却は、以下の取り扱いにより行う。

- ① 応募作品のうち、入選作品については、返却しないこととする。
- ② 応募作品のうち、入選作品以外の応募作品は、返却を希望する応募者に限り返却することとする。この場合、作品返却願（様式4）を平成28年2月15日から平成28年3月14日までの期間に施設部に郵送により提出することとする。
- ③ 応募作品を施設部に直接取りに来る場合は、予め施設部に連絡をすることとし、応募作品受領票と引き換えに応募作品を返却する。
- ④ 郵送等による返却を希望する場合は、作品返却願（様式4）に応募作品受領票、作品の梱包材料、宛名・宛先を記入した送料着払いの送付用ラベルを添え平成28年2月15日から平成28年3月14日までの期間に施設部に送付することとする。
- ⑤ 応募作品の返却時期は、本コンペにおける一切の事務が終了した後とし、施設部が定める。

(2) 返却を求めない場合の取り扱い

応募作品の返却を求めない場合は、応募作品に関する全ての権利を主催者等は無償で帰属することとする。なお、この場合は、将来にわたり著作権者人格権を行使しないこととする。

Ⅶ要求事項

1. 敷地条件

対象範囲は、国道 153 号線に面する南北に長い敷地のエリアで、図 1-1/1-2 に示された領域とする。その上で、以下の条件を満たす提案を募集する。

2. 計画条件

- ・対象範囲（正門アプローチ整備範囲）から新校友会館（地下1階／地上4階）（図2参照）の2階テラスへの渡り廊下を設置すると共に、対象範囲にはゲート、守衛室（インフォメーションブース含む）を設けるものとする。
- ・法令等の制約により、対象範囲に設ける建築物は10㎡未満の守衛室以外は設けられないものとする。ただし、ベンチ等の工作物の設置に制限はないものとする。
- ・国道 153 号線沿いの信号（交差点）の位置及びキャンパス内の車道位置は現状のままとし、歩道沿いの桜の木は極力残置すること。（図 1-1/1-2 参照）
- ・対象範囲内の既存駐車場や駐輪場は、現状と同規模程度を確保するものとし、位置の変更は認めることとする。また、新校友会館の駐車場（7～8台）を新規で設けるものとし、位置は図 1-1/1-2 に示す範囲とする。

3. その他の事項

- ・天白キャンパスの玄関として相応しいデザインとすることを求める一方、既設建物との調和に配慮し、景観を著しく損なわないよう考慮すること。

VIII その他

1. 審査に関する異議申し立ては一切認めない。
2. 本コンペにおいて、応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。
3. 応募者は、作品の応募をもって、ここに記した規定に同意したものとする。

IX 書式集

1. 書式 1 応募用紙
2. 書式 1-2 実施体制
3. 書式 2 質疑書
4. 書式 4 作品返却願

X 添付図面

1. 図 1-1 対象エリア（キャンパス全体）
2. 図 1-2 対象エリア（対象範囲拡大）
3. 図 2 新校友会館平面図・
4. 図 3 新校友会館立面図・断面図